

市民懇談会に寄せられた意見および回答（委員以外より）

平成20年5月29日

陳 情 書

小平・村山・大和衛生組合議会議長 二宮 由子 様

外 別添署名簿の通り

3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示及び
同施設建設計画の進め方に関する陳情

(陳情要旨)

東大和市暫定リサイクル施設用地を想定地とした「小平・村山・大和衛生組合3市共同資源化施設」建設計画に関し、以下の事項を要望いたします。

下記(1)～(5)の各事項の回答あるいは行動に私たち住民が満足できないときには、「小平・村山・大和衛生組合3市共同資源化施設」の建設計画を進展させないでください。

- (1) 現行暫定リサイクル施設用地を3市共同資源化施設建設の想定地としていることに対する合理的な根拠を住民に説明してください。
- (2) 小平・村山・大和衛生組合3市共同資源化施設の稼働による環境負荷(有害物質、騒音・振動、増加交通量等)に関して、科学的な方法で定量的に推定し、その結果の全てを住民に具体的に説明してください。推定結果は、住民が合意する第3者による評価を受け、その結果の全てを公開してください。
- (3) 小平市中島町に立地する衛生組合ごみ焼却施設の近隣住民は、小平市域のみではなく、東大和市域側にも存在することを認識し、住民が安心できるように情報開示・説明を、定期的・積極的に行ってください。
- (4) 説明会等の開催に当たっては、住民が最大限参加できる場所と日時を設定して、積極的に市民の要望を取り入れる運用にしてください。
- (5) 衛生組合は、以上の事項に責任を持って実行してください。

(陳情理由)

私たち桜が丘二丁目に居住する住民は、現東大和市暫定リサイクル施設用地を想定した「小平・村山・大和衛生組合3市共同資源化施設」建設計画に関する十分な説明と情報の開示、及び同施設計画の進め方について陳情します。

同施設の建設については、小平・村山・大和衛生組合から十分な説明がなされたとは言いがたい状況と私たちは認識しています。小平・村山・大和衛生組合の広報誌「えんとつ 22号」と「小平・村山・大和衛生組合3市共同資源化等に関する調査報告書、同概要版」に記載された内容は、同施設の環境負荷にかかる安全性についての記述は抽象的・定性的な表現であり、科学的かつ定量的なデータを示すものではありません。

同資源化施設は、廃プラの圧縮・結束・梱包を工程とする中間処理と思われませんが、同様の施設である杉並区の杉並中継所の稼働により、いわゆる「杉並病」という健康被害が発生したことは記憶に新しく、各地で同様の施設に対する周辺住民の健康被害あるいは健康被害の恐れに基づく稼働中止、あるいは建設反対運動が持ち上がっており、私たちも杉並病と同様の被害を受けるのではないかと大きな不安を感じています。さらに、同処理施設稼働の際には3市共同施設であるがために搬出入の車両数が現状より大幅に増加する結果、搬出入ルートとなる周辺道路の排気ガス公害及び渋滞の恐れ、周辺住民の交通安全(特に、幼児・児童・老人)が阻害され、交通事故発生の恐れも多分にあります。

私たち桜が丘二丁目周辺の住民は、良好な住環境を有する地区の近辺に建設する3市共同資源化施設建設計画に対して、住民の不安、健康被害の恐れ、交通渋滞・排気ガス公害・事故等の恐れから、住民が十分に納得できる科学的・定量的な説明を求めます。これらの「住民が納得できる説明」とは、類似の案件に加えて本件の現在及びこれまでの経緯から、公正中立な専門家による評価が不可欠と考えるに至りました。

また、すでに立川市の清掃工場及び小平市中島町の衛生組合ごみ焼却施設の影響下にある桜が丘を、3市共同資源化施設建設の想定地としていることに対する合理的な根拠を住民に説明することを求めます。

陳情書補足説明書

東大和市は、グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合理事会に対して、3月14日に3市共同資源化推進市民懇談会の近隣委員1名を至急選出してほしいとの申し入れを行い、私達は初めて現行暫定リサイクル施設用地に3市共同資源化施設建設が計画されていることを知りました。しかしながら、私達は計画の内容を全く承知していなかったため、先ずグランドメゾン玉川上水ウエストスクエア、センタースクエア、イーストスクエアの3棟住民に対し計画の説明をして頂くよう東大和市にお願いしたところ、4月6日に説明会が行われました。

その説明によれば、「3市共同資源化施設はまだ計画の前段階で、今後市民懇談会の意見を聞きながら計画を完成する。しかし、もう白紙に戻ることはない」とのことで、先ずは建設ありきの印象を強くもちました。これにより私達はおぼろげながらやっと計画の概要を知るとともに、杉並病の原因施設である杉並中継所と同類の施設が隣接地にできる驚きと、数々の疑問・不安が沸きあがってきたのと同時に、現行暫定リサイクル施設では、排気中の有害化学物質の測定や浄化が全く行われていないと聞くに及び、既に杉並病と同種の被害に晒されているのではないかと、大きな不安を感じています。

このような東大和市の進め方に疑問を感じ、グランドメゾン玉川上水以外の近隣に周知されているのか確かめるため、(株)森永乳業の社宅や近くの戸建住宅の居住者にこのことを聞きましたが、承知している人は皆無で説明がないことに対して憤慨していました。東大和市は近隣をどの範囲で想定されているのか、説明責任が果たされているのか、東大和市の姿勢には不信感を抱かざるを得ません。私たちは、東大和市及び衛生組合側から十分な説明がなされたとは言い難い状況と認識しています。

さる4月6日の説明会会場において配布された「小平・村山・大和衛生組合3市共同資源化等に関する調査報告書、同概要版」によると、3市共同資源化施設は廃プラスチックの圧縮・結束・梱包を工程とする中間処理と思われるが、同様の施設である杉並区の杉並中継所の稼働により、いわゆる「杉並病」という健康被害が発生したことは記憶に新しく、各地で同様の施設に対する周辺住民の健康被害あるいは健康被害の恐れに基づく稼働中止、あるいは建設反対運動が持ち上がっており、私達も杉並病と同様の被害を受けるのではないかと大きな不安を感じています。さらに同処理施設稼働の際には、3市共同施設であるがために搬出入の車両数が現状より大幅に増加する結果、搬出入ルートとなる周辺道路の排気ガス公害及び渋滞の恐れ、周辺住民の交通安全(特に、幼児・児童・老人)が阻害され、交通事故発生への恐れも多分にあります。

上記調査報告書及び概要版に記載された内容では、同施設の環境負荷にかかる安全性についての記述は抽象的・定性的な表現であり、科学的かつ定量的なデータを示すものではありません。また上記調査報告書によれば、資源化施設建設に望ましい敷地面積は約7,200 m²となっていますが、想定地は4,311 m²しかなく、計画どおりに無理に地下1階、地上3階建ての資源化施設を建設すればイニシャルコストが嵩み、作業効率の悪さからランニングコストも大幅にアップするものと考えられます。

プラスチックごみの減量化が進まず、多額の経費を掛けて回収・処理したプラスチックごみの殆どがリサイクルされていないという現実がある中で、リサイクルシステムの行く末は不透明

であり、補助金が入るとは言え今莫大な経費を掛けて大規模な施設・設備を整備することには疑問を感じます。市の財政が厳しい状況に置かれている折、このような大投資をするよりも先ずは大幅な減量化を推進し、歪んだリサイクルシステムの行方を見定めるべきと考えます。

したがって、このような状況下で3市共同資源化施設計画が進められることには納得できず、現行暫定リサイクル施設の運用にも問題ありと判断し、ここに陳情に至りました。私たち桜が丘2丁目周辺の住民は、良好な住環境を有する地区の近辺に建設する3市共同資源化施設建設計画に対して、住民の不安、健康被害の恐れ、交通渋滞・排気ガス公害・事故等の恐れから、住民が十分に納得でき3市共同資源化施設建設計画に関する十分な説明と情報の開示、及び同施設建設計画の進め方の見直しを求めるものです。

別紙 1

3市共同資源化推進市民懇談会

2008年 9月 2日

座長 寺嶋 均 様

第3回懇談会議事録についての意見書

第3回懇談会の席上、いわゆる杉並病に関する質疑が交わされました。その中で、杉並病硫化水素説など、明らかに事実と異なる見解が開陳されています。以下、私たちの意見を述べます。

1. 杉並病硫化水素説について

(イ) コンサル(新井)は「東京都の主張は」として、排水処理施設からの硫化水素説を紹介しました。その後、寺嶋座長は「溜まっていた排水から硫化水素が発生しているとされ、すぐに対策を施したというのが結果である」と述べ、硫化水素説をくりかえし、しかも杉並病はすでに結着していると発言しています。これは二つとも事実ではなく、あくまでも、被告の立場の東京都の主張であって、第三者が認めたものではありません。

(ロ) 第三者の判定としては、2002年6月、国の公害等調停委員会が出した裁定で、それは「原因物質を特定せずに杉並中継所の稼働と健康被害との因果関係を認める」ものでした。東京都の主張である硫化水素説は採用されなかったのです。東京都や杉並区の調査でも、中継所周辺空気から検出された有機化合物は極めて多種であり、その中には、検出出来る限界ほどにごくごく希薄であっても重大な症状をを起こすことが知られたものも多数あり、さらに、名称不明な多数の物質の存在も記録されています。下水で発生した硫化水素以外に有害物が無い、と見ることはできません。



(ハ)すでに結着しているというのも全く、事実と異なります。「すでに対策を施した」というのは、1996年8月、排水の公共下水への放流を止め、1997年3月、換気用排気ダクトに脱臭フィルターを取り付けたことを指すと思われませんが、その後も健康被害は続いています。

国の公害等調停委員会の裁定(2002年6月)後、東京都は被害者に対する補償を決めましたが、誰ひとりその補償を受け取った人はいません。その理由は都が硫化水素説を維持するため、発症時期を排水の下水放流を止めた1996年8月までとしたこと、排水路の範囲に地域を限ったこと、および硫化水素起因の症状に限定したことのため、それに合致した被害者がいなかったということです。また、公害等調停委員会で健康被害と中継所との因果関係が認められた被害者たちは、東京都が主張するように硫化水素のみが原因物質であり既に環境が安全になったとは考えられず、賠償される以前に汚染排出を停止してほしかったので、賠償請求はしなかった、と聞いています。このように被害者の立場に立てば、何ひとつ結着をみていないといえます。

現に、被害者のひとり(女性)は東京都に対し、損害賠償の裁判を提起していますが、この裁判はいまも継続中です。

2. 杉並中継所の施設と今回の検討施設とは違うという主張について

コンサル(新井)、事務局(市川課長)、寺嶋座長が揃って、そのように主張していますが、何がどう違うのかが、はっきりしていません。漠然と「少し違う」というのでなく、科学的に違いを明らかにし、疑惑を解消することが、この市民懇談会の役割であると考えますので、そのための努力をしてほしいと希望します。

以上

平成20年9月7日

小平・村山・大和衛生組合

3市共同資源化推進市民懇談会座長 寺嶋 均 様

「3Rの受け皿となる施設の在り方」についての意見書

第6回の3市共同資源化推進市民懇談会で討議される重点課題5の「3市共同資源化施設の在り方」では、①建設計画の予定用地となっている近隣住民の信頼と理解を得るために環境基本法第2条第3項に係る公害の周辺地域に及ぼす恐れのある情報を開示すること。②市民懇談会を例外的に土曜日、日曜日に開催して関心ある多くの市民が傍聴できるよう差配すること。③寺嶋座長の専門外である大気環境の専門家を招請して意見を聞くこと。以上の3点を強く求めます。

併せて、3市共同資源化推進市民懇談会席上で意見書の内容を資料として配付することを求めます。

これまで3市共同資源化施設建設の計画を積極的に知らされず、当該委員会の委員を近隣住民から出して欲しいとの依頼があり、初めて知ることとなりました。

その後、4月と7月に建設予定地の近隣住民の要請で開かれた二度の出前講座で、衛生組合が作成した調査報告書に書かれた環境負荷に関する質問をしましたが、とても納得できる回答もなければ、情報の開示も説明もなく出前講座は時間切れとなり現在に至っています。

近隣の多くの住民は、不信感を募らせ、納得できる説明と情報の開示を求め、東大和市議会に800筆を超える署名を添え「3市共同資源化施設について」6項目からなる陳情を上程し、東大和市の6月定例議会で採択されました。また、小村大衛生組合議会に対しても5項目からなる陳情書を既に上程し、11月に開催される衛生組合の定例議会に提出する署名簿の署名活動を続けているところであります。

3市共同資源化推進市民懇談会は、平日の午後に開催されるため、会社勤めの人間にとっては傍聴すること自体も容易ではありません。願わくば、寺嶋座長が建設予定地の近隣住人の理解を得るために傍聴頂くことが望ましいと判断する議題のときは委員に賛同を求め、例外的に土曜日か日曜日に開催するよう差配願いたい。

3市共同資源化推進市民懇談会の委員から「施設見学会で訪ねた比較的に新しい施設にあっても施設内の臭気たるや予想をはるかに超えていました。」と聞くに及んでは、小村大衛生組合が作成した調査報告書に書かれた内容が何処まで信頼できるか甚だ疑問です。

更には、そのマイナスのイメージを払拭するためか施設見学を一回増やして建設する上で都合のようところに見学に行くやり方にも疑問を感じます。設備にお金を掛ければそれなりの施設を建設することは可能でしょう。住民の支払った税金で建設し、維持管理して行く維持費も税金から賄われることをお忘れなきようお願い致します。

最後に、寺嶋座長は、1998年12月から一年かけて「循環型ごみ処理施設検討懇談会」でも座長を務められましたが、「循環型施設」の看板だけが先行し、結果的には『焼却施設の建て替えだけに終わってしまった。』と聞きました。

今回、小村大衛生組合が建設を計画する「3市資源化共同施設」については、建設ありきで3市共同資源化推進市民懇談会を運営することなく、公募で選出された委員の意見、一般住民からの意見等を広く受け入れ議論されることを切に願う次第です。

以上

平成 20 年 9 月 12 日

様

3 市共同資源化推進 市民懇談会事務局
(小平・村山・大和衛生組合計画課)

意見書への回答

平成 20 年 9 月 7 日付、意見書の内容について、寺嶋座長と調整の上、下記のとおり回答します。
なお、意見書は市民懇談会委員に配布いたします。

記

1. 公害の周辺地域に及ぼす恐れのある情報を開示すること

【回答】具体的な整備計画を策定するに当たって、処理方法や施設内容が明確になった段階で、大気汚染や騒音、振動、交通環境、悪臭、水質に対する生活環境影響調査を実施し、その内容を公開・説明することになりますが、現時点で稼動している類似施設において公開されている周辺環境の測定データを取り寄せ提供します。

2. 市民懇談会を例外的に、土曜日・日曜日に開催することについて

【回答】懇談会に諮って決めることとなります。

3. 大気環境の専門家の意見を聞くことについて

【回答】3 市共同資源化施設のうち、プラスチックのリサイクルとして、日本容器包装リサイクル協会に引取りを依頼している市町村は 1, 0 1 9 自治体となっており、協会が引取る指定保管施設は 7 9 5 か所で、協会の引取基準に合うよう圧縮・梱包がなされています。

最近稼動した施設では専門家によるシンポジウムが開催されていますし、また大阪府にある施設ではプラスチックの圧縮について専門家による実験もなされています。これらの施設の稼動状況を調査・報告していきたいと考えています。

その他 1. 施設見学会を 1 回増やし、都合の良いところに行くやり方に疑問を感じる

【回答】今回の視察は、前回見学した施設が最新の施設ではないという意見があり、最新の施設であることと化学物質について話題になっている点から、「エコプラザ多摩」を事務局から提案し、懇談会で決定されました。

その他 2. 「循環型ごみ処理施設検討懇談会」は、「循環型施設」の看板だけが先行し、結果的に「焼却施設の建て替えだけに終わってしまった」と聞くが

【回答】平成 10 年に設置した「循環型ごみ処理施設検討懇談会」は、ごみ処理施設更新にあたり、「将来の組合ごみ処理施設のあり方について」幅広く意見を求めるために設置したものです。

懇談会の報告がまとめられた後、施設更新計画は、事業の延期を求める陳情が採択されたこともあり、全面更新（建替え）から部分更新（延命化）に方針変更されました。ごみ焼却施設は、建替えではなく、部分更新により、平成 33 年まで既存施設を稼動させることといたしました。

なお、懇談会の検討結果（報告書）は、可能な範囲でこの部分更新事業に活かさせていただきます。

番号	測定対象物質	基準等			室内作業環境	No.2排気口	大気環境測定 地点1 (敷地境界)	大気環境測定 地点2
		環境基準等 (注1)	排出基準 (注2)	作業環境 評価基準	4月17日 9:00~17:00	4月17日 9:00~17:00	4月17日 9:00 ~ 4月18日 9:00	4月17日 9:00 ~ 4月18日 9:00
		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
1	水銀及びその化合物	指) 0.04	—	0.025	0.0022	0.0024	0.0053	0.020
2	アクリロニトリル	指) 2	—	4.34 (2ppm)	<0.084	<0.070	<0.025	<0.026
3	塩化ビニルモノマー	指) 10	100	5.11 (2ppm)	<0.099	<0.082	<0.030	<0.031
4	クロロホルム	指) 18	200	48.8 (10ppm)	3.0	1.3	0.33	0.40
5	1,2-ジクロロエタン	指) 1.6	200	40.5 (10ppm)	<0.15	0.15	0.093	0.067
6	ジクロロメタン	環) 150	200	174 (50ppm)	1.0	0.86	1.6	1.5
7	テトラクロロエチレン	環) 200	300	339 (50ppm)	<0.26	0.98	0.20	0.17
8	トリクロロエチレン	環) 200	300	134 (25ppm)	1.6	1.7	0.80	0.73
9	1,3-ブタジエン	指) 2.5	—	—	0.28	0.45	0.12	0.12
10	ベンゼン	環) 3	100	3.19 (1ppm)	3.6	6.2	1.7	1.4
11	トルエン	—	200	188 (50ppm)	94	200	22	32
12	o-キシレン	—	—	217 (50ppm)	14	3.0	1.3	0.59
13	m,p-キシレン	—	—	—	12	4.5	1.9	0.91
14	エチルベンゼン	—	—	—	25	14	3.9	1.9
15	四塩化炭素	—	—	31.5 (5ppm)	1.2	0.91	0.63	0.63
16	1,1-ジクロロエタン	—	—	—	<0.15	<0.13	<0.047	<0.050
17	スチレン	—	200	85.2 (20ppm)	7.2	<0.13	<0.050	<0.052
18	p-ジクロロベンゼン	—	—	—	93	31	0.24	<0.074
19	アセトアルデヒド	—	—	—	26	22	1.6	2.1
20	ホルムアルデヒド	—	70	—	8.8	14	1.3	1.5
21	ニッケル化合物	指) 0.025	0.05	—	0.0076	<0.040	<0.0011	<0.0011
22	ベリリウム及びその化合物	—	—	—	<0.00078	<0.040	<0.00020	<0.00020
23	マンガン及びその化合物	—	0.05	—	0.43	<0.040	0.014	0.010
24	クロム及びその化合物	—	0.25	—	0.015	<0.040	<0.0016	<0.0016
25	ヒ素及びその化合物	—	0.25	—	0.0015	<0.040	<0.00022	<0.00022
26	酸化エチレン	—	90	1.80 (1ppm)	0.022	0.023	0.0059	0.0062
27	ベンゾ(a)ピレン	—	—	—	0.00058	<0.00075	0.000037	0.000043
28	粉じん濃度	—	—	—	244.3	600.0	41.8	34.7
29	総揮発性有機化合物 (TVOC)	—	—	—	770 500	300 260	—	—

注 1. 「環」は、大気汚染防止法で規定されている環境基準値(年平均値)。
「指」は、中央環境審議会で設定された指針値(年平均値)。

注 2. 東京都環境確保条例(「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号))の排出基準値。
「<」は、定量限界値未満であることを表わす。

用語の説明

1. 環境基準

環境基本法において、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められた基準値であり、行政が政策上の目標とする数値。単位は $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 。

2. 指針値

環境目標値の一つとして、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」。単位は $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 。

3. 排出基準

工場及び事業場の事業活動などから発生する有害物質等を規制することによって「国民の健康を保護するとともに 生活環境を保全」するための基準値であり、工場及び事業場が守るべき数値。単位は mg/m^3 。

4. 作業環境評価基準

労働安全衛生法第65条の2第2項に基づく、作業環境測定を実施した結果から、作業環境の良否を判断するための基準。単位は mg/m^3 。

プラスチック製容器包装中間処理施設の環境調査について

相模原市では、本市が収集するペットボトル及びプラスチック製容器包装中間処理施設による周辺への環境影響を確認するため、稼働中施設の化学物質等の調査を定期的を実施しております。
今回は、5月に実施した測定結果をお知らせします。

調査対象物質名	単位	環境基準値等	南部中間処理施設 環境大気	北部中間処理施設 環境大気	<参考>相模原市役所 第一別館屋上
調査場所			相模原市 田名塩田1-1-6	相模原市 宮下3-9-18	相模原市 中央2-11-15
調査日時			※1平成20年5月13日～14日 (14:15～14:15)	平成20年5月13日～14日 (11:30～11:30)	※2平成20年5月13日～14日 (10:00～10:00)
アクリルニトリル	μg/m ³	2 ^{*1}	0.067	0.034	0.0097
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	10 ^{*1}	tr 0.0088	tr 0.0069	nd 0.0040
クロロホルム	μg/m ³	---	0.10	0.072	0.077
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	---	0.067	0.054	0.050
ジクロロメタン	μg/m ³	150	1.3	1.7	1.0
テトラクロロエチレン	μg/m ³	200	0.15	0.11	0.18
トリクロロエチレン	μg/m ³	200	0.75	0.60	0.49
1,3-ブタジエン	μg/m ³	---	0.24	0.13	0.090
ベンゼン	μg/m ³	3	1.4	0.79	0.70
アセトアルデヒド	μg/m ³	---	3.3	2.3	1.5
ホルムアルデヒド	μg/m ³	---	3.7	2.5	2.1
ニッケル化合物	μg/m ³	0.025 ^{*1}	tr 0.00098	tr 0.0015	tr 0.0014
ひ素及びその化合物	μg/m ³	---	0.0014	0.00034	0.0016
ベリリウム及びその化合物	μg/m ³	---	tr 0.0000058	tr 0.0000089	nd 0.0000092
マンガン及びその化合物	μg/m ³	---	0.012	0.015	0.0095
クロム及びその化合物	μg/m ³	---	0.0045	0.0034	0.0012
水銀及びその化合物	μg/m ³	0.04 ^{*1}	0.0023	0.0027	0.0019
ベンゾ(a)ピレン	μg/m ³	---	0.00024	0.000056	0.000034
酸化エチレン	μg/m ³	---	0.075	0.041	0.058
1, 1, 1-トリクロロエタン	μg/m ³	---	0.048	0.089	---
トルエン	μg/m ³	---	12	11	---
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	μg/m ³	---	nd 0.1	nd 0.1	---
トルレンジイソシアネート	μg/m ³	---	nd 0.5	nd 0.5	---
アセトニトリル	μg/m ³	---	0.43	0.88	---
硫化水素	ppm	---	nd 0.001	nd 0.001	---
硫化メチル	ppm	---	nd 0.001	nd 0.001	---
パラジクロロベンゼン	μg/m ³	---	0.41	0.49	---
二硫化炭素	ppm	---	nd 0.001	nd 0.001	---

※1: 南部中間処理施設のアルデヒド、ホルムアルデヒドの調査日時は、平成20年5月14日～15日(16:30～16:30)です。
 ※2: <参考> 相模原市役所第一別館屋上の水銀及びその化合物の調査日時は、平成20年5月28日～29日(10:00～10:00)です。
 *1: 指針値(環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値)

備考

- 1 「tr」は検出下限値以上、定量下限値未満の値を示す。
- 2 「nd」は検出下限値未満の値を示す。

環境基準: 低濃度長期暴露による健康影響を未然に防止する観点で設定された、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準です。年平均値と環境基準の比較により、長期間で評価することとされています。

指針値: 有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約のある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気測定の評価にあたっての指標や、事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

相模原市役所の測定結果は大気汚染防止法第22条に基づく有害大気汚染物質モニタリング調査の結果であり、速報値のため後日訂正される場合があります。

小平・村山・大和衛生組合
3氏共同資源化推進市民懇談会事務局
市川課長 殿

市民懇談会の運営についての意見書

はじめに 近隣に「廃プラスチック中間処理施設」建設の話が突然起こってきから、環境改悪と言われる自治体の事例等を知り、2度ばかり懇談会の傍聴席から会議の成り行きを観察させていただきました。
この種の懇談会に課せられた目的や任務、また期待される成果などはおおよそ想像はできるとしても、あまりにも会を進める座長及び資料等の準備するはずのコンサルタントの逸脱した言動、しかもそれを管理できない、否むしろ丸投げとも思える事務局の無責任な姿勢に異議を申し上げたく意見書を提出することにしました。

〔1〕座長の会の進行について

各委員の発言を座長の経験論などで否定し、一定方向へ誘導する意志があまりにも露骨であって、これは当初に配られた「市民懇談会の進め方、1発言の公平性の確保」に反するものと言わざるをえません。理にかなった意見であるならばまずは遡上にのせて、別の委員から異論を求め、対立しても最終的には両論併記の姿勢が求められるものと思います。

もし、現状のままで運営がなされ、懇談会開催の依頼をした理事者側に偏向した報告が提出された場合、近隣住民の反発は予想以上となることは必至と考えられます。

残る懇談会の運営にはくれぐれも「公平性」に配慮されて、近隣住民の声が漏れなく反映されるようお願い致します。

〔2〕コンサルタントの任務と発言の範囲

先に述べた「懇談会の進め方」にもあるように、その役割は活発な議論ができるよう資料の提供や課題の整理にあるはずで。

しかし、現実に限られた時間内に進行し、結論を急ぐためか恣意的とも思われる会議の在り方にまで発言し、委員の希望を強圧的に封じるような言動には

呆れるばかりと言わざるをえません。

今回のような少人数の委員ならばなにも二組に分けてワークショップをしなくとも、どのテーマでも議論には全員参加でもなんら不都合はないはずだと思います。やはり、この背景には事務局と座長の黙認或いは誘導があつて可能なのではと疑わざるを得ないのです。関係者全員に猛省を促しておきます。

〔3〕最後に

去る9月8日・(月)の東大和市定例の市議会で中間議員(公明党)が「既存の調査報告書にあるような地下一階、地上三階の施設が、近隣住民の反対があるにもかかわらず強行されることには疑問を感じざるをえない」との一般質問に対して、尾又市長は「その場合は、かつて理事会で表明した建設同意の件は再検討せざるを得ない」と答弁されました。まことに自治体の首長としては当然の姿勢と言わざるをえません。

報告書作成の時期から状況は刻々と変わっているわけです。従って、当懇談会の関係者の皆さまにお願いしておきます。

一定の結論に向けての誘導はくれぐれも無いよう配慮され、公平な懇談会の運営に心掛けていただきたいとおもいます。

意見提出者 住所：

氏名：

平成20年9月15日

小平・村山・大和衛生組合

3市共同資源化推進市民懇談会座長 寺嶋 均 様

3市共同資源化推進市民懇談会の運営についての意見書

3市共同資源化推進市民懇談会（以下懇談会）の運営につきまして以下に意見を述べさせていただきます。

1. 懇談会の開催日時を多くの市民が参加できるように平日夜や土日に開催すること。その際は傍聴人数の制限をしないこと。
2. 懇談会の発言者の資格に配慮すること。
3. ゴミ問題の根本である「ゴミの減量」を主題とし、まず、施設建設ありきで議論を進めないこと。
4. 周辺の住民に対し最大限に配慮すること。

以下に詳細を述べます。

1. に関して、現在懇談会が開かれているのは、平日午後の開催であります。広く市民に対し情報を公開し、意見を求めるためには限られた市民しか参加できない日時に懇談会を開催することは、本来の趣旨から逸脱していると思われます。市民税の多くを負担する一般サラリーマンが参加できないというのは、いくら懇談会を開いたとしても市民の意見を反映したものにはならないのではないのでしょうか。懇談会を本来の姿に戻すためには、平日の午後ではなく、平日夜や土日に開催することが多くの市民に対し、公知せしめる有効な方策であると考えます。また、その際は是非傍聴人数の制限がないようお取り計らいをお願いいたします。
2. に関して、懇談会の議事録を拝見いたしますと、委員ではない第三者（コンサルと思われます）の発言が議事の進行をリードしているような場面が多くあるように思われます。専門知識を有する第三者の意見を参考にすることは必要であると考えますが、その第三者の参加資格はどのようなものなのでしょう。オブザーバーとしての参加ならば、議事の進行を一方向に持っていこうとする発言は、座長の権限をもって制限すべきであると考えます。そうでなければ懇談会の位置づけそのものに疑念が生じるのではないのでしょうか。
3. ゴミ問題に関しては、まず3Rの中の Reduce（ゴミ減量）を中心とした議論を行なうべきであり、その万全の方策を取ってもなお排出するゴミに関して、最終処分

方法をどうするかが議論されるべきであります。ゴミ減量前のゴミの量を前提とした施設建設計画はたくさんの税金を使ってムダなハコモノを作って、最終的にはそれ自体が大きなゴミになるのではないのでしょうか。これまでの懇談会の経緯を見ますと、まず「施設建設ありき」のシナリオが先にあって、懇談会は施設建設のための外堀を埋めるだけの役割しかないような気がします。本当に懇談会の役割が重要と考えるならば、この懇談会がきちりと機能していると市民が客観的に判断できるような運営、および結果を出していただくようお願いいたします。

4. 現在、3Rの受け皿となる施設の中で、廃プラスチックの中間処理施設を東大和市にある「東大和暫定リサイクルセンター」の場所を想定場所として事実上議論が進んでいるようですが、そもそも廃プラスチックの中間処理施設に関しては、「杉並病」の例や町田市、寝屋川市など、健康被害が懸念される施設であります。周辺の多くの住民はこの施設の拡張計画どころか、先日まで看板もなく何をやっている施設なのかも知らない状態でした。新聞の報道により、行政はやっと看板を付けるなど、何とかこの施設の存在を目立たなくさせるような方策を取っているのではないかとの印象を受けます。このような行政の態度に周辺住民は、十分な情報公開や議論がされないまま施設建設計画が進むことに大きな疑念を抱いております。この件は、先般東大和市議会に800名の署名をもって「3市共同資源化施設について」の陳情が、東大和市議会で採択されたことをもって住民の関心が高いことが証明されています。今後議事運営に関し、これらのことを念頭に置かれ直接の影響を受ける周辺住民の意向を最大限に尊重して懇談会の議事運営を図っていただけますようお願いいたします。

もう一度本来の「循環型社会」の実現のため貴台がリーダーシップを取り、懇談会の機能を本来の形にさせていただけるよう重ねてお願いいたします。

以上

平成20年9月15日

小平・村山・大和衛生組合

3市共同資源化推進市民懇談会座長 寺嶋 均 様

3市共同資源化施設建設についての意見書

3市共同資源化施設建設計画につきまして、以下に意見を述べさせていただきます。
資源化施設の中にはペットボトルやプラスチックの圧縮・破碎・結束・梱包の際に
近隣住民への健康被害をもたらす、有害な化学物質の発生が有ると言われています。
計画されています用地の近隣には、多くの方が住むマンション、老人施設、公園、商業
施設、学校が存在いたします。

このような環境の中に資源化施設の建設を推進することには以下の様な問題が有ると思
います。

1. 健康被害への懸念が払拭できない、市民の不安解消ができない可能性のある施設であ
ること。
2. 市から収集した資源物の搬入、処理されたペール品の搬出に伴う、大型車両の往来増
による交通渋滞問題が住民の生活を脅かす可能性が大きいこと。
3. ゴミ減量を目指すなかでの資源化施設建設推進に疑問を抱かざるを得ないこと。
施設建設費、施設運営維持費に多額の税金が使われることになります。
建設ありきではなく、ごみ減量という将来を見据えた展望をお願いしたい。

以上のことから、3市共同資源化施設建設に対し、代替案を含め、再考をお願い致します。

東大和市に要請しました3市共同資源化施設建設に関する説明会での説明の中で、市民の
声を聞くために複数回の話し合いの場を開くとの事でしたが、いまだに説明会が開催され
るとの情報も得られていません。

市民の声を大事にすると言いながら、その様な機会も作らずに予定通りに建設を進める姿
勢を理解できませんし、納得することができません。

又、3市共同資源化推進市民懇談会は開催日、時間が偏った設定をされており、会社勤め
の人達にとって傍聴することも難しい状況です。

是非、誰でもが傍聴できる日時の設定を検討していただければと考えます。

以上

住 所 :

氏 名 :

「3Rの受け皿となる施設のあり方」について

3市資源化共同施設建設予定地となっている現・暫定処理施設において、9月はじめに”違法建築で2棟撤去検討”の記事がNHKニュースおよび新聞各紙に掲載されました。今年6月に”看板なき「暫定」操業14年 「覆面」ゴミ施設 拡張に「待った」”について2度目の不名誉な記事です。

現・暫定施設について消防署・市役所などに問い合わせをしていた地元住民は”違法建築撤去”を行政からではなく報道で知りました。

違法建築についての報道では”人材センターの職員に大工の技術がある人もいる”という言い訳です。

この現・暫定施設での一件をとっても、東大和市の隠蔽・責任転嫁体質が明らかになりました。

ゴミ問題について将来のビジョンを考え、3市廃プラ施設の現暫定施設に場所に建設を想定されているとのことですが、東大和市は想定地の将来のビジョンについて、すでに誤りを犯しています。

”暫定施設が出来た時、隣は工場だった”という言い訳を市職員が6月の新聞記事でしていますが”現在”では隣は工場ではありません。~~これは~~

平成15年に”都市計画桜が丘2丁目計画”として「市民のやすらぎの空間として親しまれている東大和南公園との連携を活かしつつ、賑わいとゆとりあふれる良好な住居環境を備えた複合市街地を形成する」の呼び声で、工場跡地に大規模な商業施設と大規模な住居施設を東大和市が誘致しました。

それは、暫定処理施設から道一本挟んで数メートルの場所です。

工業地域がいつの間にか開けてしまった訳では決してありません。

市が15年に都市計画を実施したにもかかわらず、この場所を17年に想定地とし、これを押し進める東大和市には市としての将来のビジョンがあるとは思えません。

また、この想定地から500メートルの距離には小村大衛生組合の施設があり、もしここに3市廃プラ施設が建設されれば、この500メートルの範囲に3市のほとんどのゴミが集められることとなり、それらを運ぶ車の排気ガスを含め、廃プラ圧縮処理で有害化学物質の発生での環境複合汚染や健康被害が懸念されます。

くわえて立川市の清掃工場が近隣にありますので、西武線沿線に、2施設、3施設の影響をうける環境汚染被害のハイリスクな地域が小平市・東大和市・立川市に出来ることにな

ります。

安易に大規模な施設を作っても、その被害が出た時に、行政がどんな対応をするのかは現・暫定処理場の一件をみても明らかです。

” 3Rの受け皿となる施設のあり方” という課題項目に「施設建設ありき」の方向で進めたい衛生組合の思惑が見てとれますが、上記の理由で現・暫定施設への3市合同共同資源化廃プラ施設建設は不適當だと考えます。

今回、近隣住民としてごみ問題に直面し、初めてごみ問題と向き合った気がいたします。リスクを一部住民だけに押しつけることなく、暫定処理施設を地域ごとに設け地域住民のゴミに対する意識を高めて、ゴミを減らすことは考えてはいかがでしょうか。

廃プラの施設建設の在り方については、都合の悪い事実を隠蔽し、責任を転嫁する行政の思惑に誘導されることなく、懇談会委員の皆様で調査検討されたことを徹底的に話し合われるよう切にお願いいたします。

三市共同処資源化推進市民懇談会座長
寺嶋 均 殿

3市共同資源化推進市民懇談会の運営についての意見書

第1回議事録によれば小平市長は、次のように挨拶しました。

『廃棄物の処理に当たっては、単に施設を整備するというだけでなく、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、資源消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会の形成」を推進していくことが必要不可欠となっております。その意味で、委員の皆様には、私たちの暮らしを見つめ、これから10年後、20年後にどうなるか、どうすることが良い方向なのかという視点で、資源化や処理施設について、積極的なご意見を賜られればと思っております。』

しかしながら、衛生組合webサイトより議事録を拝見する限り、10年後、20年後を見据えた議論がなされているように受け取れません。それどころか、“3市共同資源化処理施設(以下、施設と称する)建設ありき”で懇談会が進められているようにさえ思えてきます。

そこで、3市共同資源化推進市民懇談会(以下、懇談会と称する)について、以下に意見を述べさせていただきます。本意見が懇談会運営に即時反映されることを強く要望いたします。

1. 懇談会の開催日時について

我々市民は、ゴミを出す一方で、衛生組合運営費を負担している納税者でもあります。過去6回は、いずれも平日の日中に開催されていますが、市民に対する情報公開・意見聴取の機会は、平等・公平にあるべきと思います。

これから懇談会も纏めのフェーズへ移行するものと推察しますが、サラリーマンが傍聴できるよう平日の夕方・夜や土曜・日曜に開催するよう配慮願います。

2. ゴミ問題の根底「ゴミの発生抑制」についての議論

我々市民にできることは、Reduce=ゴミの発生抑制及び Reuse=再使用(消費の抑制)だと思います。議事録を拝見しても「ゴミ袋の指定・有料化」などの話題が出てこないことから推察するに Reduce の議論なしに Recycle=ゴミの再生利用のみの議論をしているのではないのでしょうか。

ゴミ減量をせずに施設を建設したところでゴミは増え続ける一方なので、いずれは処理能力を超えてしまい施設は“無用の長物”になってしまうことは明白です。

コンサルを雇って、懇談委員には貴重な時間を割いてもらって懇談会を開催するので、真の意味で有意義な議論をして市民が納得する成果を出すような懇談会運営をお願いします。

3. 周辺住民に対する積極的な情報公開と意見聴取

施設建設計画について、東大和市議会及び衛生組合へ対して陳情書が提出され、6月の東大和市定例議会では採択されたものの3ヶ月経過しても陳情に対して何ら実行されていないことはご存じのことと思います。また、マスコミ報道により、東大和市暫定リサイクル施設の看板掲示の不備、違法建築などが明らかになり、行政に対する市民の不信感は募る一方です。

我々市民は、このような行政が施設建設計画を進めることに大きな不安を抱いています。懇談会においては、かような状況を汲んでいただき、懇談会委員だけでなく周辺住民に対する情報公開・意見聴取、もしくは懇談会の中間報告会開催など積極的な対話活動も視野に入れた懇談会運営を懇願します。

以上

